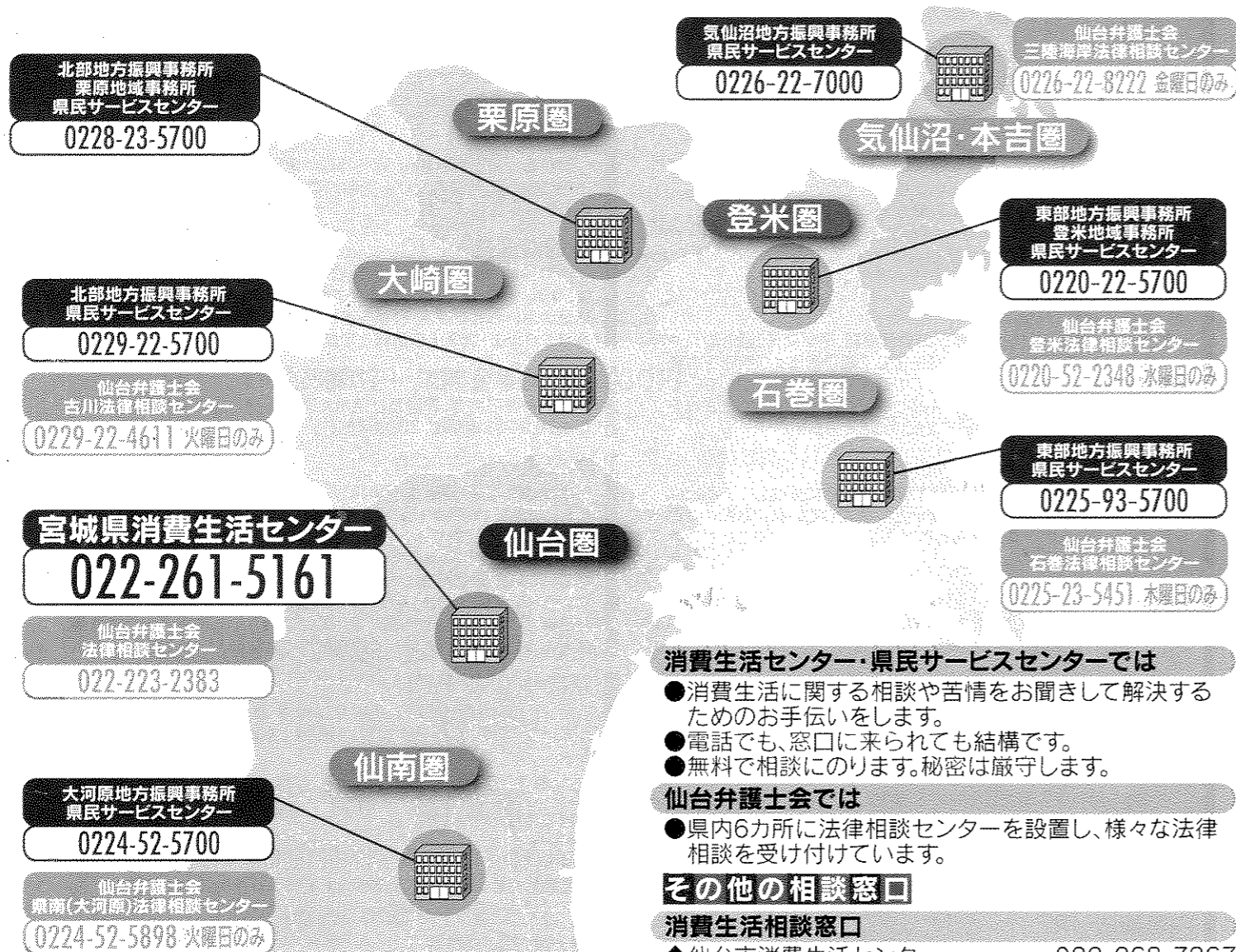


困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しましょう!



相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00 土・日 9:00~16:00 ※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00 ※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
 - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011
- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
 - ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014
- 国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口**
- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
 - ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆県が悪質な訪問販売業者に業務停止命令
- ◆注意！展示会場で強引勧誘・高額契約『展示会商法』
- ◆『貴金属の訪問買い取り』トラブルにご注意！
- ◆『架空請求ハガキ』が大量に送付されています！

10 October
月号
第12号

県が悪質な訪問販売業者に業務停止命令(6ヶ月)

宮城県は、訪問販売(アポイントメントセールス)業者「株式会社Art(アール)」(仙台市青葉区)に対し、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)の違反行為を認定し、同法第8条第1項の規定により、本年10月14日から平成23年4月13日までの6か月間、訪問販売に関する新規の勧誘、申込み受付及び契約締結に係る業務を停止するように命じました。

認定した違反行為は、勧誘目的の不明示、契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する再勧誘、書面の不交付、目的を告げずに公衆の出入りする場所以外における勧誘、迷惑勧誘及び虚偽記載誘導です。

行政処分の原因となる事実(特定商取引法違反)

① 勧誘目的の不明示【特定商取引法第3条】

同社は、消費者に最初に電話した際には、「新しくジュエリーの店を開いたのでアンケートに答えて欲しい。」「最近仙台に来たばかりなので、友達になって欲しい。」などと、また、消費者を呼び出すに当たっては、「会ってみよう。」「初めましてしよう。」などと、消費者を店舗に連れて行くに当たっては、「店を見せてあげる。」「ジュエリーについて教えてあげる。」などとのみ告げ、勧誘に先立ってその相手方に対し、売買契約の締結について勧誘をする目的であることを明らかにしていませんでした。

② 契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する再勧誘【特定商取引法第3条の2第2項】

同社は、「無理です。」「いらない。」「買わない。」などと訪問販売に係る売買契約を締結しない旨の意思を表示した消費者に対し、「恋愛もうまくいくよ。」「値引きされて、こんな得なことはないよ。」「月1万5千円から払えるから、いけるんじゃないの。」「友達だから持って欲しいと思って言っているんだよ。」などと引き続き勧誘を行っていました。

次ページへつづく→

③書面の不交付【特定商取引法第5条第1項】

同社は、売買契約を締結したときに、その売買契約の内容を明らかにする書面を購入者に交付していませんでした。

⑤迷惑勧誘【特定商取引法第7条第4号、特定商取引法施行規則第7条第1号】

同社は、訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、消費者が訪問販売に係る売買契約を締結しない旨の意思を表示しているにもかかわらず、「どうしても着けて欲しい。」、「月1万5千円から払えるから、いけるんじゃないの。」と繰り返し執拗に迫るとともに、長時間勧誘を続けるなど、迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘していました。

⑥虚偽記載誘導【特定商取引法第7条第4号、特定商取引法施行規則第7条第4号】

同社は、訪問販売に係る売買契約を締結するに当たり、クレジット契約申込用紙を記入するに際して、「月収と年収の欄は、それぞれ11万円と132万円と書いて。」などと指示し、当該契約に係る書面に年収額について虚偽の記載をさせていました。

県は、このような不適正な取引行為を行う事業者に対して、今後も厳しく対処していきます。

④目的を告げずに公衆の出入りする場所以外における勧誘【特定商取引法第6条第4項】

同社は、訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに電話又は電子メールにより特定の場所への来訪を要請することにより誘引した消費者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所である同社の店舗において、売買契約の締結について勧誘を行っていました。

注意！展示会場で強引な勧誘・高額契約《展示会商法》

事例

月に一度開催される健康食品の集会に通っていたところ、「創業10周年記念として感謝祭を開催する」とのこと。会場に行くと、高級バッグやアクセサリーの説明をされ、「数百万円の商品を特別に安くする」とのことだった。こちらの意思も確認せず、腕を取られて「あなたはこれ」と25万円のネックレスを強引に押しつけられた。仕方なく5万円の内金を払い、契約書を書いたが後悔し、「取り消したい」と担当者に電話をしたが、「欲しくて買ったのでしょ」と取り合ってくれない。どうしたらよいか。(70歳代 女性)

■「展示会商法」とは、電話やチラシ、友人を介して客を展示会場に呼び込み、店員が強引に商品の契約をさせる商法です。

■販売される商品は、主に着物や洋服、宝石、アクセサリー、絵画などです。

■着物や宝石は中高年の女性が、絵画は若い男性が被害にあっています。

■会場に行ってしまうと、断り切れずに契約させられてしまいます。

■展示会場（店舗）で契約しても、自由に商品を選べない状況で契約した場合は、契約から8日間であればクーリング・オフによって契約を解除することができます。また、勧誘方法に問題があったりした場合は、8日間を過ぎても契約を取り消すことができます。

■困ったときは、すぐに消費生活相談窓口（裏面に記載）に相談しましょう！

貴金属等の「訪問買い取り」トラブルにご注意ください！

事例

貴金属買い取り業者が突然自宅に訪問してきて、指輪の買い取りを依頼したが、購入価格が10数万円した指輪が2、3千円との査定だった。さらに、後で母の形見の品であったことがわかったので、業者に返して欲しいと言ったところ、「すでに金属部分は工場で外されてしまって元に戻せないと言われた。」元通りにして取り戻すことはできないだろうか。(50歳代 女性)

- 他にも、「不要な着物を買収する」と電話があり、その後来訪する訪問買取の相談もあります。
- 「着物はざっとみただけで、『貴金属を見せて』などとしつこく言われて見せたら、半ば強引に着物と貴金属をまとめて買い取られてしまった」といったケースもあり、貴金属が狙いであるとも考えられます。
- 「電話は女性だったので来訪を承諾したが、来たのは男性だった」「部屋の中を勝手に物色された」「断ると『手ぶらでは帰れない』と居直られた」など、怖い思いをしたり、強引な勧誘にあたりするケースが多く見られます。
- 業者が訪問してきた場合でも、買い取りの場合はクーリング・オフができません。
- また、後になって「やめたい」と申し出ても、「すでに処分した」として取り戻せないことがほとんどです。

トラブルにあわないために！

- 買い取ってもらった後に「やめたい」と思っても、取り返しがつかない場合があります！
- 貴金属などの『訪問買取』契約は、家族などの信頼できる人に相談するなどして、慎重に検討しましょう！
- 心配なとき、困ったときは、すぐに消費生活相談窓口（裏面に記載）に相談しましょう！

「架空請求のハガキ」が大量に送付されています！

県内に、「架空請求」が目的と見られるハガキが大量に送付されています。特に、石巻市においては、市内全域に同内容のハガキが届いている模様です。消費者の不安をあおって、金銭をだまし取ることが目的と考えられますので、相手には絶対に連絡をしないでください。

ハガキの内容

ハガキには、「料金未払いなどで簡易裁判所に訴状申請がなされたので内容確認の連絡が欲しい」などと記載されていますが、送り主は、実際には存在しない団体です。消費者の不安をあおって記載されている電話番号に連絡をさせ、金銭をだまし取ることが目的と考えられますので、相手には絶対に連絡しないでください！

☆アドバイス☆

- ◆身に覚えのない請求は、無視！ ◆素性がわからない相手には連絡をしない！
- ◆携帯電話などのメールで届くこともあるので注意！
- ◆このようなハガキ(メール)が届いたら、すぐに最寄りの消費生活相談窓口や、警察署に相談を！